

ID: 96

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	保育料の減免		
例規名 根拠条項	八頭町へき地保育所条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第103号		
<p>【根拠条文】 (保育料の減免) 第7条 町長は、前条の規定にかかわらず、扶養義務者の死亡、災害その他により、同条の金額により難いときは、保育料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日